



平成28年5月25日

各 位

会 社 名 株式会社ハーツユナイテッドグループ  
代表取締役社長 CEO 宮澤 栄一  
代表者名 (コード番号：3676 東証第一部)  
取 締 役 C F O 風間 啓哉  
問合せ先 (T E L . 03-6406-0081)

## (開示事項の一部変更) 第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付

### 社債の発行要項の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年5月13日に公表いたしました「株式会社ウィズ・パートナーズとの業務提携及び第三者割当により発行される第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の募集に関するお知らせ」(以下「本募集プレスリリース」といいます。)につきまして、本日公表致しました「(訂正・数値データ訂正)「平成28年3月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」の一部訂正に関するお知らせ」のとおり決算短信を訂正することとなり、その結果、これに関して平成28年5月13日に提出した有価証券届出書に添付している連結業績の概要等を訂正するため、本日、有価証券届出書の訂正届出書を提出する予定です。この結果、有価証券届出書の効力の発生日が遅れることとなったため、当社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といいます。)の申込期日、払込期日、本新株予約権付社債に付された新株予約権の割当日、償還方法、新株予約権の行使期間の日程を下記のとおり変更することとし、その旨及び本新株予約権付社債の引き受け及び業務提携に関する投資契約の変更契約の締結を決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

なお、本件のその他の条件(発行総額、各社債の金額、転換価額等)、資金使途及び業務提携の内容等について変更はございません。変更後の詳細につきましては、「別紙(変更後の発行要項の全文)株式会社ハーツユナイテッドグループ第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 発行要項」をご参照ください。

#### 記

#### 1. 本投資契約の内容の変更

本投資契約の内容に含まれている内容のうち、本新株予約権付社債の払込期日等の変更に伴い、本募集プレスリリースのうち、以下の下線部分を変更しております。

#### II. 第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の募集

##### 1. 募集の概要 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

(1)払込期日	平成28年6月9日
---------	-----------

##### 2. 募集の目的及び理由(4)本投資契約の内容

- ① 当社は、平成30年6月9日以降、本新株予約権の行使期間における最終営業日から2営業日前までの期間いつでも、ウィズ・パートナーズに対して、行使指示日(以下に定義する。)に先立つ10連続取引日(行使指示日を含み、終値のない日が当該期間内にあった場合には、当該日を除いた10取引日。以下同じ。)の東京証券取引所における当社の普通株式の終値が、行使指示日に適用のある本新株予約権の転換価額の150%を超過した場合、累積で本新株予約権8個(元本総額203,440百万円、新株予約権の目的となる株式8万株。)を上限として、本新株予約権の行使を書面による通知をもって指示することができ、ウィズ・パートナーズは、当社の指示に応じて、かかる指示のあった日(以下「行使指示日」という。)から2営

業日以内に割当予定先をしてかかる行使を行わせなければならない。但し、ある行使指示日において、当社が行使を指示することのできる新株予約権の個数は、いかなる場合も、行使指示日に先立つ 10 連続取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の 1 日平均出来高の 20%に相当する個数を超えないものとする。

② (略)

③ (略)

④ 繰上償還に関する合意事項

i ウィズ・パートナーズ及び割当予定先は、別紙発行要項 16. (3)の規定にかかわらず、本新株予約権付社債の払込期日以降、平成 30 年 6 月 8 日まで（当日を含む。）の間は、(i)以下の a. ないし d. 及び f. ないし i. のいずれかの事項が決定若しくは承認された場合、又は(ii)以下の e. の事項が発生した場合に限って、当社に対し同項の規定に基づく本新株予約権付社債の繰上償還の請求を行うことができるものとする。

a. ～i. (略)

ii 平成 30 年 6 月 9 日以降、いつでも、ウィズ・パートナーズは当社に対して書面をもって通知することにより、割当予定先が保有する残存する本新株予約権付社債の全部又は一部を、別紙発行要項 16. (3)の規定に基づき繰上償還するよう当社に請求することができる。

## 2. 株式会社ハーツユナイテッドグループ第 1 回転換社債型新株予約権付社債発行要項の変更前と変更後

変更前		変更後	
8. 申 込 期 日	平成 28 年 <u>5 月 30 日</u>	8. 申 込 期 日	平成 28 年 <u>6 月 9 日</u>
10. 本 社 債 の 払 込 期 日	平成 28 年 <u>5 月 30 日</u>	10. 本 社 債 の 払 込 期 日	平成 28 年 <u>6 月 9 日</u>
11. 本新株予約権の割当日	平成 28 年 <u>5 月 30 日</u>	11. 本新株予約権の割当日	平成 28 年 <u>6 月 9 日</u>

#### 16. 償還の方法

- (1) 本社債は、平成 33 年 5 月 28 日 (以下「**償還期限**」という。)にその総額を額面 100 円につき金 100 円で償還する。
- (2) 当社は、平成 30 年 5 月 30 日以降、平成 33 年 5 月 27 日までの期間、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者(以下「**本社債権者**」という。)に対して、償還すべき日(償還期限より前の日とする。)の 2 週間以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、以下に記載の割合を残存する本新株予約権付社債の全部又は一部の額面金額に乗じた金額で繰上償還することができる。
  - ①平成 30 年 5 月 30 日から平成 31 年 5 月 29 日までの期間：101.5%
  - ②平成 31 年 5 月 30 日から平成 32 年 5 月 29 日までの期間：103.0%
  - ③平成 32 年 5 月 30 日から平成 33 年 5 月 27 日までの期間：104.5%
- (3) 本社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、平成 33 年 5 月 27 日までの期間、その選択により、償還すべき日の 15 営業日前までに事前通知を行った上で、当該通知により指定した償還日(償還期限より前の日とする。)に、以下に記載の割合をその保有する本新株予約権付社債の全部又は一部の額面金額に乗じた金額で繰上償還することを当社に請求する権利を有する。
  - ①平成 28 年 5 月 30 日から平成 30 年 5 月 29 日までの期間：105.0%
  - ②平成 30 年 5 月 30 日から平成 33 年 5 月 27 日までの期間：100.0%
- (4) (略)

#### 16. 償還の方法

- (1) 本社債は、平成 33 年 6 月 8 日 (以下「**償還期限**」という。)にその総額を額面 100 円につき金 100 円で償還する。
- (2) 当社は、平成 30 年 6 月 9 日以降、平成 33 年 6 月 7 日までの期間、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者(以下「**本社債権者**」という。)に対して、償還すべき日(償還期限より前の日とする。)の 2 週間以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、以下に記載の割合を残存する本新株予約権付社債の全部又は一部の額面金額に乗じた金額で繰上償還することができる。
  - ①平成 30 年 6 月 9 日から平成 31 年 6 月 8 日までの期間：101.5%
  - ②平成 31 年 6 月 9 日から平成 32 年 6 月 8 日までの期間：103.0%
  - ③平成 32 年 6 月 9 日から平成 33 年 6 月 7 日までの期間：
- (3) 本社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、平成 33 年 6 月 7 日までの期間、その選択により、償還すべき日の 15 営業日前までに事前通知を行った上で、当該通知により指定した償還日(償還期限より前の日とする。)に、以下に記載の割合をその保有する本新株予約権付社債の全部又は一部の額面金額に乗じた金額で繰上償還することを当社に請求する権利を有する。
  - ① 平成 28 年 6 月 9 日から平成 30 年 6 月 8 日までの期間：105.0%
  - ② 平成 30 年 6 月 9 日から平成 33 年 6 月 7 日までの期間：100.0%
- (4) (略)

19. 本新株予約権の内容

(10) 本新株予約権を行使することができる期間

平成28年5月30日から平成33年5月27日までとする。ただし、①当社の選択による本新株予約権付社債の繰上償還の場合は、償還日の前営業日まで、②期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時まで、③本社債権者の選択による本新株予約権付社債の繰上償還の場合は、償還日の前営業日までとする。上記いずれの場合も、平成33年5月28日以降に本新株予約権を行使することはできない。

19. 本新株予約権の内容

(10) 本新株予約権を行使することができる期間

平成28年6月9日から平成33年6月7日までとする。ただし、①当社の選択による本新株予約権付社債の繰上償還の場合は、償還日の前営業日まで、②期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時まで、③本社債権者の選択による本新株予約権付社債の繰上償還の場合は、償還日の前営業日までとする。上記いずれの場合も、平成33年6月8日以降に本新株予約権を行使することはできない。

(別紙)

(変更後の発行要項の全文)

株式会社ハーツユナイテッドグループ第1回無担保転換社債型新株予約権付社債  
発行要項

本要項は、株式会社ハーツユナイテッドグループ(以下「当社」という。)が平成28年5月25日に開催した取締役会の決議により平成28年6月9日に発行する株式会社ハーツユナイテッドグループ第1回無担保転換社債型新株予約権付社債にこれを適用する。

1. 募集社債の名称 株式会社ハーツユナイテッドグループ第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「**本新株予約権付社債**」といい、そのうち社債のみを「**本社債**」、新株予約権のみを「**本新株予約権**」という。)
2. 募集社債の総額 金1,017,200,000円(額面総額1,017,200,000円)
3. 各募集社債の金額 金25,430,000円の1種
4. 各募集社債の払込金額 金25,430,000円(額面100円につき金100円)
5. 各新株予約権の払込金額 本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
6. 新株予約権付社債の券面 本新株予約権付社債券は発行しない。  
なお、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
7. 利率 本社債には利息を付さない。
8. 申込期日 平成28年6月9日
9. 申込取扱場所 株式会社ハーツユナイテッドグループ 人事総務本部
10. 本社債の払込期日 平成28年6月9日
11. 本新株予約権の割当日 平成28年6月9日
12. 募集の方法  
第三者割当の方法により、本新株予約権付社債の全部をウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合に割り当てる。
13. 物上担保・保証の有無  
本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
14. 社債管理者の不設置  
本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書及び会社法施行規則第169条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。
15. 財務上の特約
  - (1) 担保提供制限  
当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後に当社が今後国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債(会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。)に担保付社債信託法に基づき担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも同法に基づき同順位の担保権を設定する。当社が、本新株予約権付社債のために担保権を設定する場合には、当社は、直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。

(2) その他の条項

本新株予約権付社債には担付切換条項等その他一切の財務上の特約は付されていない。

16. 償還の方法

- (4) 本社債は、平成 33 年 6 月 8 日(以下「**償還期限**」という。)にその総額を額面 100 円につき金 100 円で償還する。
- (5) 当社は、平成 30 年 6 月 9 日以降、平成 33 年 6 月 7 日までの期間、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者(以下「**本社債権者**」という。)に対して、償還すべき日(償還期限より前の日とする。)の 2 週間以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、以下に記載の割合を残存する本新株予約権付社債の全部又は一部の額面金額に乗じた金額で繰上償還することができる。
- ① 平成 30 年 6 月 9 日から平成 31 年 6 月 8 日までの期間： 101.5%
  - ② 平成 31 年 6 月 9 日から平成 32 年 6 月 8 日までの期間： 103.0%
  - ③ 平成 32 年 6 月 9 日から平成 33 年 6 月 7 日までの期間： 104.5%
- (6) 本社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、平成 33 年 6 月 7 日までの期間、その選択により、償還すべき日の 15 営業日前までに事前通知を行った上で、当該通知により指定した償還日(償還期限より前の日とする。)に、以下に記載の割合をその保有する本新株予約権付社債の全部又は一部の額面金額に乗じた金額で繰上償還することを当社に請求する権利を有する。
- ① 平成 28 年 6 月 9 日から平成 30 年 6 月 8 日までの期間： 105.0%
  - ② 平成 30 年 6 月 9 日から平成 33 年 6 月 7 日までの期間： 100.0%
- (7) 本項に基づき本新株予約権付社債を償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

17. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合は、本社債について期限の利益を喪失する。当社は、本社債について期限の利益を喪失した場合、本社債権者に対し直ちにその旨を公告する。

- (1) 当社が、いずれかの本社債につき、本要項第 15 項第(1)号又は第 16 項の規定に違背し、30 日以内にその履行をすることができないとき。
- (2) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (3) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が 1 億円を超えない場合はこの限りではない。
- (4) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをし、又は取締役会において解散(新設合併若しくは吸収合併の場合で、本新株予約権付社債に関する義務が新会社若しくは存続会社へ承継され、本社債権者の利益を害さないと認められる場合を除く。)の決議を行ったとき。
- (5) 当社が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。
- (6) 当社の事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分がなされたとき、競売(公売を含む。)の申立てがあったとき若しくは滞納処分としての差押えがあったとき、又はその他の事由により当社の信用を著しく害する事実が生じたとき。

18. 本社債に付する新株予約権の数

各本社債に付する本新株予約権の数は 1 個とし、合計 40 個の本新株予約権を発行する。

19. 本新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数の算定方法

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(当社普通株式の発行又は処分を以下「**交付**」という。)する数は、行使請求に係る本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を本項第(3)号記載の転換価額(ただし、本項第(4)号乃至第(8)号の定めるところに従い調整された場合は調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。

(3) 転換価額

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するに当たり用いられる1株当たりの額(以下「**転換価額**」という。)は、2,543円とする。

(4) 転換価額の調整

当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、本項第(5)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「**転換価額調整式**」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数}}{\text{時価}} \times \frac{1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(5) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項第(7)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合  
調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

③ 本項第(7)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行(無償割当ての場合を含む。)する場合

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「**取得請求権付株式等**」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を適

用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は割当日)の翌日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日(基準日を定めない場合には効力発生日)の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- ④ 本号①乃至③の各取引において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については本項第(17)号を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \frac{\text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}}{\text{調整後転換価額}}$$

- (6) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満に留まる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (7) ① 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。  
② 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。気配値表示を含む。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。  
③ 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (8) 本項第(5)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。  
① 株式の併合、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換又は株式移転のために転換価額の調整を必要とするとき。  
② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。  
③ 当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。  
④ 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。



- (9) 本項第(4)号乃至第(8)号により転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本社債権者に通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- (10) 本新株予約権を行使することができる期間  
平成28年6月9日から平成33年6月7日までとする。ただし、①当社の選択による本新株予約権付社債の繰上償還の場合は、償還日の前営業日まで、②期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時まで、③本社債権者の選択による本新株予約権付社債の繰上償還の場合は、償還日の前営業日までとする。上記いずれの場合も、平成33年6月8日以降に本新株予約権を行使することはできない。
- (11) その他の本新株予約権の行使の条件  
各本新株予約権の一部行使はできない。
- (12) 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件  
取得の事由及び取得の条件は定めない。
- (13) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格  
本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使に係る本社債の払込金額の総額を、本項第(1)号記載の株式の数で除した額とする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。また、本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。
- (14) 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由及び転換価額の算定理由  
本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本要項及び割当予定先との間で締結する予定の契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関の評価報告書の新株予約権に関する評価結果及び本社債の利率、繰上償還、発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととし、当初の転換価額は2,543円とした。
- (15) 新株予約権の行使請求の方法  
本新株予約権を行使請求しようとする本社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、本項第(10)号記載の行使期間中に、本項第(18)号記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (16) 新株予約権行使の効力発生時期  
行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が本項第(18)号記載の行使請求受付場所に到着した日に発生する。
- (17) 株式の交付方法  
当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新

株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

(18) 本新株予約権の行使請求受付場所

株式会社ハーツユナイテッドグループ 人事総務本部

東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号 六本木ヒルズ森タワー34 階

20. 償還金支払事務取扱者(償還金支払場所)

株式会社三菱東京UFJ銀行 笹塚支店

21. 本社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債権者に対して公告する場合は、当社の定款所定の方法によりこれを公告する。ただし、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本社債権者に直接書面により通知する方法によることができる。

22. 社債権者集会に関する事項

(1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも3週間前に本社債の社債権者集会を開く旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告する。

(2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。

(3) 本社債総額(償還済みの額を除く。)の10分の1以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

23. 費用の負担

以下に定める費用は、当社の負担とする。

(1) 第21項に定める公告に関する費用

(2) 第22項に定める社債権者集会に関する費用

24. 譲渡制限

本新株予約権付社債の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとする。

25. その他

(1) その他本新株予約権付社債の発行に関して必要な事項は当社代表取締役社長 CEO に一任する。

(2) 本新株予約権付社債の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

(3) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。